十　法第四十七条第一項第十一号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項

十一　法第四十七条第一項第十二号に規定する債務の保証に関する事項

十二　法第四十七条第一項第十三号に規定する資金の出資並びに施設及び設備の現物出資に関する事項

十三　法第四十七条第一項第十四号に規定する劣後特約付社債の取得及び劣後特約付金銭消費貸借による取組資金の貸付けに関する事項

十四　法第四十七条第一項第十五号に規定する債務の保証に関する事項

十五　法第四十七条第一項第十六号に規定する利子補給金の支給に関する事項

十六　法第四十七条第一項第十七号に規定する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項

十七　法第四十七条第一項第十八号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査に関する事項

十八　法第四十七条第一項第十九号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項

十九　法第四十七条第一項第二十号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査に関する事項

二十　法第四十七条第一項第二十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十五条に規定する業務に関する事項

二十一　法第四十七条第一項第二十二号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十条第二項に規定する協力に関する事項

九　法第五十一条第一項第十号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項　（新設）

（新設）

（新設）

十　法第五十一条第一項第十一号に規定する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項

十一　法第五十一条第一項第十二号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査に関する事項

十二　法第五十一条第一項第十三号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項

十三　法第五十一条第一項第十四号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査に関する事項

十四　法第五十一条第一項第十五号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十五条に規定する業務に関する事項

十五　法第五十一条第一項第十六号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十条第二項に規定する協力に関する事項

二十二　法第四十七条第一項第二十三号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

二十三　法第四十七条第一項第二十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項

二十四　法第四十七条第一項第二十五号に規定する附帯する業務に関する事項

二十五　法第四十七条第二項に規定する事務に関する事項

二十六～二十八　（略）

（中期計画の認可の申請）

第二条　（略）

2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第四十七条第一項第五号、第九号、第十号及び第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項　経済産業大臣及び内閣総理大臣

第九条　（略）

（機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二　法第四十七条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務により取得した株式又は持分については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の適用に当たり、独立行政法人等の保有

十六　法第五十一条第一項第十七号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

十七　法第五十一条第一項第十八号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項

十八　法第五十一条第一項第十九号に規定する附帯する業務に関する事項

十九　法第五十一条第二項に規定する事務に関する事項

二十～二十二　（略）

（中期計画の認可の申請）

第二条　（略）

2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項　経済産業大臣及び内閣総理大臣

第九条　（略）

（新設）